

平成28年 7 月 26日

金融庁総務企画局企画課信用機構企画室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）」
に対する意見等の提出について

平成28年 6 月 28日（火）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「預金保険法施行規則の一部を改正する命令（案）」に対する意見等

該当箇所	意見等	理由等
第二十一条 第一項第一号	<p>今回の改正に関わらず、名寄用顧客ファイルの記録事項について、預金保険機構の機構指定フォーマット中のファイルフォーマットの記載に従い、法人名中の支店名や電話番号中の市外局番（把握していない場合）を省略する取扱いは従前どおり認められるものと理解してよいか。</p> <p>また、名寄用顧客ファイル以外のファイルの記録事項についても、それぞれのファイルフォーマットの記載に従い、記録事項の一部を省略する取扱いは可能であると理解してよいか。</p>	確認のため。
第二十一条 第二項	<p>① 金融機関が、国税通則法第 74 条の 13 の 2、同施行令第 30 条の 5 の規定にもとづき預金等について預金者等の番号を記録している場合、当該番号を名寄用顧客ファイル等に記録し、預金保険機構に提出することをもって預金保険法第 55 条の 2 第 3 項の義務を履行したものと考えてよいか。</p> <p>② 金融機関が預金者等から番号の提供を受けられず、番号を記録していない預金等については、規則第 21 条第 2 項の読み替えの対象とならないため、金融機関は名寄用顧客ファイル等に番号を記録する必要はなく、番号欄を空欄のまま預金保険機構に提出しても差し支えないものと考えてよいか。</p>	確認のため。

以 上